

## 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第104号

制 定 平成23年 3月30日

一部改正 平成24年 3月30日

一部改正 平成24年 4月27日

一部改正 平成24年 6月25日

一部改正 令和 3年 4月28日

一部改正 令和 5年12月25日

一部改正 令和 7年 3月26日

### (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第102号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第20条及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員就業規則（機構規則第103号。以下「有期雇用船員就業規則」という。）第19条の規定に基づき、有期雇用教職員及び有期雇用船員（以下「有期雇用教職員等」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与)

**第2条** 有期雇用教職員等の給与は月給とし、その額は、当該有期雇用教職員等の職名に応じ、別表に掲げる本給表、級及び号給による本給月額とする。

2 有期雇用教職員就業規則第2条第2項第五号から第九号までに掲げる有期雇用教職員及び同条同項ただし書により定められた有期雇用教職員の給与について、前項の規定によると採用が困難である場合その他特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務の内容に応じて、常勤若しくは非常勤の教職員の給与又は一般職の国家公務員の給与との均衡その他の事情等を考慮し、別に定めることができる。

### (宿日直手当)

**第2条の2** 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第105号。以下「有期雇用教職員労働時間等規則」という。）第13条の2に定める宿日直勤務1回につき、宿日直手当として、2,500円を支給する。

### (地域手当相当給与)

**第3条** 有期雇用教職員等の地域手当相当給与は、常勤の教職員の地域手当の例により、月給として支給する。この場合の第2条第1項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額及び地域手当の月額の合計額」と読み替えることとする。

### (日割計算等)

**第4条** 新たに有期雇用教職員等となった者には、その日から給与を支給する。給与の月

額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 有期雇用教職員等が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 第1項又は前項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から有期雇用教職員労働時間等規則（第11条第1項又は独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第106号。以下「有期雇用船員労働時間等規則」という。）第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前3項の規定は、地域手当相当給与の支給について準用する。

#### （労働1時間当たりの給与額の算出等）

**第5条** 有期雇用教職員等の労働1時間当たりの給与額の算出、端数計算、端数の処理及び給与の減額については、独立行政法人国立高等専門学校教職員給与規則（機構規則第8号。以下「教職員給与規則」という。）第8条から第10条まで及び第22条の規定を準用する。

#### （超過勤務手当等）

**第6条** 有期雇用教職員等の超過勤務手当及び休日給については、教職員給与規則第10条の2及び第30条から第31条までの規定を準用する。

#### （通勤手当）

**第7条** 1月以上の期間を定めて雇用される有期雇用教職員等のうち、交通機関等（教職員給与規則第27条第1項第一号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。）及び自動車等（教職員給与規則第27条第1項第二号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）により通勤することを常例とする者については、常勤の教職員に準じ、通勤手当を支給する。

#### （住居手当）

**第8条** 1月以上の期間を定めて雇用される有期雇用教職員等については、常勤の教職員に準じ、住居手当を支給する。

#### （在宅勤務手当）

**第8条の2** 有期雇用教職員等が、有期雇用教職員就業規則第29条の2又は有期雇用船員就業規則第29条の2に定める在宅勤務に従事したときは、在宅勤務手当を支給する。  
2 在宅勤務手当の額は、在宅勤務に従事した日1日につき、200円とする。

#### （期末手当及び勤勉手当）

**第9条** 6月以上の期間を定めて雇用される有期雇用教職員等については、常勤の教職員に準じ、期末手当及び勤勉手当を支給する。

#### （寒冷地手当）

**第10条** 教職員給与規則第36条に定める基準日に在職する有期雇用教職員等については、常勤の教職員に準じ、寒冷地手当を支給する。

**(給与の支給日等)**

**第11条** 有期雇用教職員等の給与の支給日及び給与の支払は、常勤の教職員に準じる。

**附 則 (平成23年3月30日制定)**

**(施行期日)**

**第1条** この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

**第2条** この規則の施行日に勤務する有期雇用教職員のうち、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則附則（平成23年3月30日一部改正）第1項による改正前の同規則第2条第2項に定める日日雇用教職員（以下「日日雇用教職員という。」）として在職していた者で、当該日日雇用教職員として受けていた給与が、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則附則（平成16年4月1日制定）第2項、同附則（平成18年4月4日一部改正）第2項及び第3項、同附則（平成19年3月30日一部改正）第2項及び第3項並びに同附則（平成22年3月30日一部改正）第2条で決定された者の給与は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、従前の例による。

**(再雇用有期雇用教職員の給与)**

**第3条** 有期雇用教職員就業規則附則（平成23年3月30日制定）第3条の規定により採用された有期雇用教職員（以下「再雇用有期雇用教職員」という。）の給与は、第2条第2項及び前条の規定を適用しない給与とする。

**(再雇用有期雇用教職員の諸手当)**

**第4条** 第9条及び第11条の規定にかかわらず、再雇用有期雇用教職員には住居手当及び寒冷地手当を支給しない。

2 再雇用有期雇用教職員に支給する期末手当及び勤勉手当は、第10条中「常勤の教職員に準じ」とあるのは「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号）第2条に規定するフルタイム勤務教職員に準じ」と読み替えて支給するものとする。

**附 則 (平成24年3月30日一部改正)**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則 (平成24年4月27日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 施行日前から雇用されている有期雇用教職員で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者に対する給与は、改正後の教職員給与規則の規定にかかわらず、当該雇用契約の期間に限り、当該雇用契約時の本給月額（第9条に規定する期末手当及び勤勉手当の基礎となる本給月額を除く。）によることができる。

**附 則（平成24年6月25日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

**(平成26年3月31日までの間における給与の減額について)**

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、有期雇用教職員等に対する第2条の給与の支給に当たっては、当該給与に、当該有期雇用教職員等の給与の基礎となった本給表及び級に応じ、教職員給与規則附則（平成24年6月25日一部改正）第2項及び再雇用規則附則（平成24年6月25日一部改正）第2項の規定の例による割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、有期雇用教職員等に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 地域手当相当給与 当該有期雇用教職員等の地域手当相当給与の月額に当該有期雇用教職員等の支給減額率を乗じて得た額
  - 二 期末手当 当該有期雇用教職員等が受けるべき期末手当の額に、100分の9.7を乗じて得た額
  - 三 勤勉手当 当該有期雇用教職員等が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.7を乗じて得た額
- 4 労働1時間当たりの給与額については、教職員給与規則附則（平成24年6月25日一部改正）第4項の規定を準用する。
- 5 施行日前から雇用されている有期雇用教職員等で、当該雇用に係る雇用契約の期間が施行日以後に引き続く者については、前3項（第3項第二号及び第三号に掲げる給与を除く。）の規定を適用しないことができる。

**附 則（令和3年4月28日一部改正）**

- この規則は、令和3年5月1日から施行する。

**附 則（令和5年12月25日一部改正）**

この規則は、令和5年12月25日から施行する。

**附 則（令和7年3月26日一部改正）**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名	本給表，級及び号給	備考
事務補佐員 技術補佐員	教職員給与規則別表第1イ一般職員本給表（一）1級33号給	船舶に乗り込む者にあつては，教職員給与規則別表第3ロ海事職員本給表（二）1級17号給
技能補佐員 用務員	教職員給与規則別表第1ロ一般職員本給表（二）1級53号給	自動車運転手にあつては，2級41号給
特命教授	教職員給与規則別表第2教育職員本給表4級5号給	有期雇用教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）別表第2ハ．教育職員本給表1級
特命准教授	教職員給与規則別表第2教育職員本給表3級70号給	有期雇用教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，再雇用規則別表第2ハ．教育職員本給表1級
特命助教	教職員給与規則別表第2教育職員本給表1級61号給	有期雇用教職員就業規則第2条第2項第五号ロ又はハに掲げる者にあつては，再雇用規則別表第2ハ．教育職員本給表1級
研究員	教職員給与規則別表第2教育職員本給表2級109号給	
課外活動指導員 学生寮指導員	再雇用規則別表第2イ．一般職員本給表（一）1級	
嘱託 有期雇用教職員就業規則第2条第2項ただし書きにより定めた職名 有期雇用船員就業規則第2条第2項ただし書きにより定めた職名	当該業務の内容に応じて，常勤若しくは非常勤の教職員の給与又は一般職の国家公務員の給与との均衡その他の事情等を考慮し定める本給表，級及び号給	